

議案第24号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について  
次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成12年 3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（前条第2項の世帯主を除く。）」を削り、「所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額」を「基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに

に被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

3 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

第3条の見出しを「(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第2項」に改め、「以下第9条の2において同じ。」を削り、「総所得金額及び山林所得金額の合計額」の次に「(第6条及び第11条第1項において「基礎控除後の総所得金額等」という。)」を加える。

第4条の見出しを「(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)」に改め、同条中「第2条」を「第2条第2項」に改める。

第5条の見出しを「(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)」に改め、同条中「第2条」を「第2条第2項」に改める。

第5条の2の見出しを「(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)」に改め、同条中「第2条」を「第2条第2項」に改める。

第13条を第17条とし、第12条を第16条とし、第11条の2を第15条の2とし、第11条を第15条とし、第10条の2を第14条とする。

第10条第1項中「第2条本文の課税額から当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額）」を「第2条第2項の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額並びに同条第3項の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額の合算額（当該合算額）」に改め、同項第1号ア中「被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」に改め、同号に次のように加える。

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額  
介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
5,950円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額  
1世帯について  
4,900円

第10条第1項第2号ア中「被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「国民健康保

険の被保険者に係る世帯別平等割額」に改め、同号に次のように加える。

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
4,250円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について  
3,500円

第10条第1項第3号ア中「被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」に改め、同号に次のように加える。

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
1,700円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について  
1,400円

第10条を第13条とする。

第9条の3第1項中「第11条」を「第15条」に改め、同条を第12条とする。

第9条の2第1項中「町民税の所得割額（法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額）」を「基礎控除後の総所得金額等」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に、「第10条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条第3項中「第2条の額から」を「第2条第1項の額から」に、「第2条の額を」を「同項の額を」に改め、同条第4項中「日を第1項」を「日を同項」に、「第2条の額を」を「第2条第1項の額を」に、「第2条の額から」を「同項の額から」に改め、同条第5項中「第2条の額から」を「第2条第1項の額から」に、「第2条の額を」を「同項の額を」に改め、同条第6項中「日を第1項」を「日を同項」に、「第2条の額を」を「第2条第1項の額を」に、「第2条の額から」を「同項の額から」に改め、同条に次の2項を加える。

7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条

第 1 項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

8 第 1 項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

第 9 条を第 10 条とする。

第 7 条第 2 項中「第 9 条」を「次条」に改め、同条を第 9 条とする。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条の 2 の次に次の 4 条を加える。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.6 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第 7 条 第 2 条第 3 項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100 分の 4 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第 7 条の 2 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1 人について 8,500 円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第 7 条の 3 第 2 条第 3 項の世帯別平等割額は、1 世帯について 7,000 円とする。

附則第 2 項中「第 10 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改める。

附則第 3 項、第 5 項及び第 7 項中「、第 9 条の 2 第 1 項」を削り、「第 10 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、平成 12 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 11 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。